

精神保健福祉従事者懇談会
シンポジウム 精神保健福祉法改正後の現状と課題
本当に進んだのか？ 早期退院と権利回復

たにぐちまゆ

認定NPO大阪精神医療人権センター

大阪市北区西天満5-9-5 谷山ビル9F

TEL06-6313-0056/FAX06-6313-0058

①医療保護入院について

- ▶ 医療保護入院の本人と患者の間に軋轢が生まれやすく、家族に過大な負担を負わせてきたことの反省としての議論から2013年の法改正では「保護者制度」をなくした。しかし、実際には「家族等」が同意するというかたちで、医療保護入院は残されたままである。
- ▶ 強制入院は1つにし、医療保護入院をなくすべきです。暫定的には医療保護入院は公的な医療機関のみとする。

②他国に比べて多すぎる強制入院

強制入院をへらすために①

～入口～

- ▶ 強制入院の判定と期間について、都道府県によってばらつきがあります。
- ▶ 強制入院の判定基準がはっきりしておらず、その判定にばらつきがあるということの現れではないでしょうか。強制入院の起こりやすさにばらつきがあっているのでしょうか？
- ▶ 判定基準や判定方法についての議論がなされるべきではないでしょうか？

強制入院をへらすために②

～入院中～

- ▶ 精神医療審査会は強制入院・患者の権利侵害に対するチェック機能を十分に果たしているのでしょうか？

- ▶ 医療機関や行政から独立した

「権利擁護システム」がいります。

医療機関や行政から独立した

「権利擁護機関」「権利擁護者」が必要です。

強制入院だけでなく、

今の任意入院の患者の権利擁護も必要です。

強制入院をへらすために③

～出口～

- ▶ 住む場（病棟を転用したものではない）や福祉サービスに人手と予算をつけて充実に力を注ぐべきです。

求められる「権利擁護者」

- ▶ 隔離室内での死亡事件が報道されるだけでも毎年、数例出ている。
- ▶ 強制入院は、患者に無力感に苛まれるしかない時を過ごさせます。誰を信用してよいのか分からず、不安感が限りなく膨らむ状況に長い間耐えるしかない環境を強いているのです。
- ▶ そのような中で「退院したい」と口にできなくなった患者が多くいます。
- ▶ 外部からの（第三者）、権利擁護のための面談者が必要です。
- ▶ まずは現状、強制入院された方全員に権利擁護者（弁護士等）をつけて、本人の話をきき、情報提供や一緒に考える「権利擁護者」をつけていく必要があると考えています。

他科なみの治療体制、人手にして下さい。

その先にあるのは、
精神症状を抱えて生きられる社会です。

ありがとうございました。

認定NPO大阪精神医療人権センターについて

電話 06-6313-0056

FAX 06-6313-0058

Mail advocacy@pearl.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.psy-jinken-osaka.org/>

ブログ

<http://blog.canpan.info/advocacy->

